

平成16年(2004年)2月17日

和歌山市建設業協会 様
各建設業者 様
各建設コンサルタント業者 様

和歌山市建設部建設総務課長

入札・契約制度の改革(平成16年4月からの実施分)について

公共工事は、市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であります。

このことから、入札・契約制度の改革につきましては、昨年2月にその骨格を発表し、積極的にその改革に取り組んでいるところですが、本年度におきましては、更に、地元業者への優先発注を念頭において、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、工事の適正な施工の確保を図るとともに、技術と経営に優れた建設業者等を育成するため、以下の項目について平成16年4月から実施又はその導入について検討したいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

1 平成16年4月から実施する項目

(1) 和歌山市入札監視委員会(仮称)の設置(新)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号/平成13年4月施行)の趣旨を踏まえ、本市が発注する建設工事等について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、和歌山市入札監視委員会(仮称/第三者機関)を設置します。

なお、委員は学識経験等を有する者(弁護士、公認会計士、大学教授等)から5名以内において市長が委嘱し、年間6回程度委員会を開催したいと考えています。

(2) 官製談合防止法(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号))に関する研修会の実施(新)

地方公共団体等が行う入札に際しての「談合」は、独占禁止法に違反する行為であり、公正取引委員会等により厳しく摘発され、また、このような入札談合に関し、地方公共団体等の職員が入札の秘密情報を漏らす等のいわゆる官製談合が発生しているところです。

このため、平成14年7月「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が公布され、平成15年1月から施行されました。

このことから、本市幹部職員を対象に発注機関として法の趣旨の理解を深めるとともに、リスク管理の徹底を図るため、専門講師を招き職員研修を実施します。

(3) 優良建設工事施工業者表彰の実施 (新)

本市が発注する建設工事を請負う業者の技術の向上と適正な工事の施工を推進するとともに、建設業の育成・発展を図るため、毎年度その発注を通じて特に他の業者の模範となる業績 (工事成績評定点等を参考に) を収めた 5 業者程度を選び、優良建設工事施工業者として市長が表彰します。

(4) 建設コンサルタント業務委託の発注見込みの公表 (新)

現在、概算金額が 2 5 0 万円以上の建設工事の発注見込み表については、平成 1 5 年度から 4 月及び 1 0 月に和歌山市ホ - ムペ - ジ等において公表しておりますが、新たに、概算金額が 2 5 0 万円以上の建設コンサルタント業務委託の発注見込み表についても和歌山市ホ - ムペ - ジ等において公表します。

(5) 適正な分離・分割発注等の推進

近年の地元建設業者を取り巻く厳しい経済状況や「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (昭和 4 1 年法律第 9 7 号) 」等に基づき、なお一層の地元建設業者の受注機会を確保するため、建設工事の発注に際しては、可能な限り分離・分割発注を推進するとともに (本年 2 月 2 日付け建設工事担当部局長あて通知)、建設工事共同企業体 (J V) の活用も積極的に推進します。

(6) 経営と技術に優れた建設業等の育成

経営と技術に優れた建設業等を育成し、優良企業の評価、不良・不適格企業の排除を行うとともに、建設工事等の適正な施工の確保を図るため、以下の項目について検討します。

- ア 建設工事成績評定点の主観点数への加点又は減点による等級格付け
- イ 1 S O 認証取得点の主観点数への加点による等級格付け
- ウ 優良建設工事施工業者表彰点の主観点数への加点による等級格付け
- エ 指名停止措置等の主観点数への減点による等級格付け
- オ 建設コンサルタント業務の委託業務成績評定
- カ 建設コンサルタント業者の業種別等級格付けによる業者選定
- キ 郵便入札 (事後審査型)
- ク 電子入札
- ケ 入札時 V E 方式及び契約時 V E 方式
- コ 質の高い設計業務委託業者の選定方式

2 平成 1 7 年 4 月から実施を予定している項目

(1) 客観点数に主観点数を加えた総合点数による等級格付け (ランク付け) の実施 (再掲)

現在、建設事業者の等級格付け (ランク付け) については、建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する経営事項審査による客観点数に基づき建設工事の種別ごとに等級格付けを行っていますが、経営と技術に優れた建設業者を育成し、建設工事の適正な施工の確保を図るため、客観点数に工事成績評定点、1 S O 認証取得点、優良建設工事施工業者表彰点、指名停止措置等の加点及び減点の主観点数を加えた総合点数による等級格付け (ランク付け) を検討し、平成 1 7 年 4 月から実施したいと考えています。

(2) 建設工事に係る新等級格付け(ランク付け), 新地区割等の実施

客観点数に主観点数を加えた総合点数による等級格付け(ランク付け)の実施により, 新たな等級格付けを行うとともに, 土木一式工事及び建築一式工事については, 可能な限り多くの業者が, 多くの工事に, より公平に競争入札に参加できるよう新たな地区割の設定を行い, 平成17年4月から実施したいと考えています。

(3) 建設コンサルタント業務の委託業務成績評定の実施(再掲)

建設工事成績評定と同様に, 委託業務の適正な施工及び評価を図るため, 建設コンサルタント業務についても委託業務成績評定を行う制度を確立し, 平成17年4月から実施したいと考えています。

(4) 建設コンサルタント業者の業種別等級格付け(ランク付け)による業者選定の実施(再掲)

建設工事の総合点数(客観点数+主観点数)と同様に, 建設コンサルタント業者についても, 年間平均実績高, 自己資本金, 有資格者数, 営業年数, ISO認証取得等による算定方式の審査を行い総合点数化するとともに, 業種別の等級格付け(ランク付け)による, より適正な業者選定方式を採用し, 平成17年4月から実施したいと考えています。

3 平成16年度中に多様な入札・契約方式として導入を検討する項目

入札・契約制度について, 更に, 透明性の確保, 公正な競争の促進, 不正行為の排除の徹底, 工事の適正な施工を図るとともに, 技術と経営に優れた建設業等を育成するため, 以下の入札・契約制度についてその導入を検討します。

(1) 郵便入札(事後審査型)(再掲)

郵便入札は, 入札参加者が直接入札会場に出席して入札する従来の入札方法とは異なり, 入札書等を決められた日時までに郵便により提出する入札方法をいい, 入札・契約制度のより一層の透明性の確保, 公正な競争の促進が図れるものです。

また, 入札参加者が入札・契約担当課や入札会場に出向かないで入札に参加できる点で, 電子入札と類似の効果を有し, この郵便入札を経験してもらうことにより電子入札への円滑な移行とともに, 入札参加に係るコストの軽減が図られるため, 本市では一般競争入札の対象工事について「郵便入札(事後審査型)」の導入を検討します。

(2) 電子入札(再掲)

電子入札は, 平成13年6月に国土交通省で「公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)」を地方公共団体に普及するため「建設CALS/EC地方展開アクションプログラム」が策定され, 国の目標が明らかにされたところです。このアクションプログラムでは, 都道府県から順次市町村へ展開する方針のもとに, 市町村については平成22年度を目標に全ての入札に範囲を広げるとしてあります。

このことから, 本市では効率的, 効果的な電子入札システムの構築に向けての調査研究をするため, 平成14年8月に実務担当者を含めた「電子入札システムプロジェクトチーム」を立ち上げるとともに, 建設業者等に対してアンケート調査も実施してきたところです。

この電子入札は, 独自に開発した場合のシステム開発に要する経費の面や, 建設業者等が

各自治体ごとのシステムに対応しなければならない労力・コスト増大等が考えられ、県内を統一したシステムにすべきであるという考え方から、和歌山県との連携を図りながら、平成19年度には一部の入札に導入できるよう積極的に取り組んでいるところです。

本市では、この電子入札への移行が円滑に図れるよう、予定価格が概ね6,000万円以上の建設工事等に一般競争入札を導入するとともに、電子入札と類似の効果を有する郵便入札（一般競争入札）などの導入も検討しているところです。

（3）入札時V E方式及び契約時V E方式（再掲）

ア 入札時V E方式は、入札段階において、本市が設計図書で明示した標準的な施工方法等について、入札参加希望者から施工方法等に関する提案（V E提案）を募集し（比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間において技術開発の進展が著しい工事や施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるもの）、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設コストの縮減を図ることを目的としています。

イ 契約時V E方式は、入札時V Eと同様に民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事コストの縮減を図ることを目的とし、本市から配布した設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなくコストを低減できる工事材料、施工方法等について、落札後に落札業者が提案し（V E提案）、請負契約締結後に実際に施工することにより、そのコストの低減分について、5割程度を受注業者に還元する方式をいいます。

この「入札時V E方式」及び「契約時V E方式」の導入を検討します。

（4）質の高い設計業務委託業者の選定方式（再掲）

設計業務委託業者の選定については、過去に以下の方式を一部採用しましたが、

ア 設計競技（コンペ）方式（提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を選定する方式）

イ プロポ・ザル方式（提出された設計対象に対する発想、解決方法などの提案を審査し、最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ設計者（チ・ム）を選定する方式）

ウ 書類審査方式（当該業務の工程計画、設計チ・ムの構成、設計者の経歴、作風に関する資料を提出させ、必要に応じヒアリングを行ってこれを審査し、設計者（チ・ム）を選定する方式）

など、「質の高い設計業務委託業者」の選定方法についてその導入を検討します。

4 その他

県外業者及び市外業者については、平成15年6月24日付け「和歌山市内に本社（本店）を置かない建設業者等（建設コンサルタント業者を含む。）の指名等の取扱いについて」で通知したとおり、和歌山市内に適正な営業所を設置している者及び和歌山市に法人市民税又は市民税を納めている者を段階的に優先指名をするとともに、一般競争入札に係る条件もその者を優先したいと考えています。

なお、適正な建設業者等に発注するため、引き続き和歌山市内に設置されている営業所（本社、本店を含む。）調査を実施したいと考えています。